

利益相反ポリシー

一般社団法人東京都トライアスロン連合

制定日：2023年1月9日

施行日：2023年1月9日

1. 目的

一般社団法人東京都トライアスロン連合（以下「法人」という。）は、その事業を推進するにあたり、法人と関連する企業や団体等との間に生じ得る利益相反問題に適正に対応する必要がある。

2. 本ポリシーの及ぶ範囲

本ポリシーの対象となるものは、役員・社員・専門委員・職員・審判員・指導者（以下「役職員等」という。）のすべてに及ぶ。

3. 利益相反行為の定義

利益相反は、「狭義の利益相反」と「責務相反」に分けられる。

「狭義の利益相反」とは、外部からの重大な経済的利益等により、公正かつ適正な判断が損なわれる、又は損なわれたのではないかと第三者から懸念される状態をいう。

「責務相反」とは、兼業活動により複数の職務遂行責任が存在することにより、本来の職務における判断が損なわれ、また怠った状況であると第三者から懸念される状態をいう。

具体的には以下のとおりとする。

(1) 利益相反取引

ア) 役職員等が自己又は第三者のために法人と取引をしようとする事

- ・理事がトライアスロンの事業を営んでおり、法人主催の大会運営を行うこと
- ・理事がトライアスロン用具の販売を行っており、会員への斡旋、法人が当該製品の推奨を行うこと

イ) 法人が役職員等の債務を保証すること

- ・理事が経営している会社が借入れをする際に法人が保証をすること

ウ) その他役職員以外の者との間において、法人と当該役職員等との利益が相反する取引をしようとする事

(2) その他の利益相反行為

(1) に直接は該当しないが、役職員等の利益と法人との利益が相反する行為。なお、ここでいう利益は経済的利益にとどまらず、例えば、理事が自ら経営するスクール・クラブの選手を日本代表選考・国体選考基準に達していないにも関わらず、自らの影響力を行使して、日本代表及び国体に選考させるような行為をさす。

4. 基本原則

役職員等は、法人が社会的信頼を損なわないよう、利益相反行為について十分に配慮し事業活動を行う。

5. 利益相反への取り組み

当法人は、高い公共性を有することを踏まえ、利益相反行為が発生しないよう努めるものとする。

(1) 理事については、原則として、利益相反取引を禁止とする。

- (2) 理事がやむを得ず利益相反取引を実施する場合は、事前に、理事会に当該取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。
- (3) 理事・監事がその他の利益相反行為を行う場合、理事会に申告し承認を受けるものとする。
- (4) 理事・監事以外の役職員等の利益相反行為の妥当性の判断は、担当理事が行う。
- (5) 利益相反行為の妥当性を判断する際には、意思決定の透明性を確保するためにその行為についての重要な事実の開示、行為の公正性を示す証憑の有無、内容を保管することとする。
- (6) 役職員等の利益相反行為が社会通念上妥当とされる範囲を著しく逸脱している場合、以下の基準に従い、法人として許容できないと判断する。
 - ア) 役職員等が法人の職務に対して、個人的な利益を優先させていると客観的に判断できる場合
 - イ) 利益相反行為により、法人の社会的責任が果たされないと客観的に判断できる場合
- (7) 法人は、役職員等の利益相反行為を防止するとともに、利益相反行為と思慮される行為が発生した場合の解決に対応するため、本ポリシーを定めるとともに、利益相反管理体制（利益相反管理委員会の設置等）を構築する。

6. 自己申告すべき情報

理事等は利益相反の状況判断に必要とされる下記の事項に関する情報を定期的に報告しなければならない。

- (1) 他の法人の役職を兼業する場合には、その法人名と役職
- (2) 個人チームの監督、コーチ、その他競技力に関係する地位にある場合には、そのチーム名と担当役職
- (3) 設備や物品の供与及び寄付等する場合の行為
- (4) 利害関係者に対する施設、設備の利用提供
- (5) 利害関係者からの物品の購入や施設の賃借

7. 利益相反に関する審査及び審査結果に対する不服申し立て

利益相反管理委員会は役職員等からの申告情報に基づき、利益相反状況を審査する。

審査を経て利益相反と懸念される場合には、関係者への事情聴取を行い、改善するよう指導、勧告をする。

審査に不服がある場合には、再度利益相反管理委員会に対して審議を求めることができる。利益相反管理委員会は、十分に審議を行い、理事会にて決定し、申立者へ報告する。

8. 情報開示

利益相反管理委員会は、利益相反ポリシー等への取り組み状況を開示する。また、利益相反ポリシー・ガイドライン等を役職員へ周知させるとともに、運用状況を定期的に開示する。

9. 啓発・見直し

役職員等に対し、利益相反の問題意識を高める専門家による研修等を実施する。さらに、利益相反窓口を設置し、いつでも相談できる体制をつくる。

また、国内外の経済や社会情勢の変化、利益相反問題の事例や状況等に応じて、本ポリシーの見直しを適宜実施していく。

以上